

5月から歯周疾患検診が始まります

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

希望される方は受け忘れのないよう、お早めに受診してください。

- 【対象者】 ①平成30年度に**30歳・40歳・50歳・60歳・70歳**になる方
②今年度実施の特定健診において、特定保健指導の対象となった方
- 【実施期間】 平成30年5月7日(月)～平成30年12月28日(金)
- 【検診一部負担金】 200円



※①の対象者の方には問診票を送付しました。詳しくは問診票の案内をご覧ください。

②の対象者は特定健診受診後決定し、案内をお渡しします。国保以外の方で特定保健指導の対象となった方は健診結果を保健センターへお持ちください。問診票をお渡しします。特定健診を受けましょう。

歯周疾患検診はなぜ必要なのでしょう？

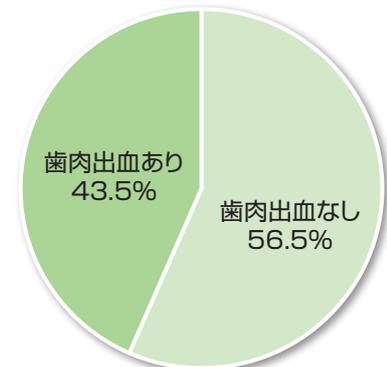
早期発見で歯を守りましょう

歯周病は歯を失う原因の第1位であるにも関わらず、自覚症状がなく、多くの方が持つ疾患です。痛みや腫れが出る頃には治療も困難になるため、検診での早期発見が重要です。

日々の健康管理を効果的に

検診の目的は異常を見つけることではありません。ご自身のお口の健康状態や、むし歯・歯周病になるリスクについて歯科医師・歯科衛生士の専門的なアドバイスを受けることができ、日々のお口のケアをより効果的にできるようになります。予防歯科を進めましょう！

40-44歳の方の**43.5%**が
要治療！



平成28年度長野県歯科保健実態調査報告

20歳の歯科健康診査のお知らせ

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

- 新成人となる節目の年に、歯科健康診査で自分の歯と口全体の状態を知りましょう。
- 歯周病は歯の喪失にとどまらず、狭心症や心筋梗塞、糖尿病などを引き起こす原因となることがある疾患です。生涯にわたって歯や口、そして全身の健康を保つためにも、若いうちから正しい生活習慣を送り、自分で予防に努めることがとても重要です。
- 学生・働いている方で地元を離れている方は、帰省時等に受診できるよう、予約をしましょう。

★無料でパノラレントゲン撮影(5,000円相当)が受けられます

20歳前後から生えてくる「親しらず」の状態や歯・顎の骨など全体の様子を知ることができます。

- 【対象者】 今年度20歳になる方(平成10年4月2日～平成11年4月1日生)
- 【健診料金】 無料
- 【実施期間】 平成30年5月7日(月)～平成31年2月28日(木)



※対象者の方には受診票と案内通知を送付しています。詳しくはそちらをご覧ください。